

令和 7 年 第 3 回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第 1 号	1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R7.3.3	許可
	2	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R7.3.3	許可
	3	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R7.3.3	許可
	4	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R7.3.3	許可
	5	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R7.3.3	許可
議案第 2 号	1	農地法第 5 条の規定による許可申請について	R7.3.3	承認（進達）
議案第 3 号	1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃貸借)	R7.3.3	承認
	2	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(使用貸借)	R7.3.3	承認
	3	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃貸借)	R7.3.3	承認
	4	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃貸借)	R7.3.3	承認
	5	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(使用貸借)	R7.3.3	承認
	6	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃貸借・使用貸借)	R7.3.3	承認
	7	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(使用貸借)	R7.3.3	承認
	8	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃貸借)	R7.3.3	承認
	9	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃貸借)	R7.3.3	承認
	1 0	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(使用貸借)	R7.3.3	承認
	1 1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(使用貸借)	R7.3.3	承認
	1 2	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(使用貸借)	R7.3.3	承認
議案第 4 号	1	非農地証明願いについて	R7.3.3	許可

令和 7 年 第 3 回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第 3 回総会
2・日 時 令和 7 年 3 月 3 日（月） 午後 1 5 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分
3・場 所 有田町庁舎 3 階 第 4・5 会議室
4・付議事項

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 5 件
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について 1 2 件
議案第 4 号 農地証明願いについて 1 件

5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	前田 邦彦	4	○	佐藤 春菜	7	○	石橋 哲徳
2	○	田代 修一	5	○	石橋 一也	8 (副会長)	○	岩永 嘉之
3	○	池田 美由紀	6	○	林 直司	9 (会 長)	○	藤 一郎

最適化推進委員

草野 正雄	川内 清	高橋 哲宏	宮西正弘
西山 英樹	吉永 幸勝	堀 敏彦	岳川 淳彦

農業委員会事務局 江口恵美 前田栄治

○農業委員会総会議事録

○事務局

只今から令和7年第3回有田町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに 藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

～会長挨拶～

○事務局

ありがとうございました。
只今の出席委員は9名中7名です。
定足数には達しておりますので、総会は成立いたします。
それでは有田町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）
それでは本日の署名委員は、2番（田代修一）委員、5番（石橋一也）委員によろしくをお願いいたします。

日程第2議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について議題とします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP1が申請内容で、P2に位置図、P3に航空写真添付しております。
～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○ ● 番委員

先月 2 7 日、会長をはじめ 6 名で現地確認を行いました。場所を P 2 の地図で説明しますと、国道〇〇号線沿いの〇〇入口から南へ 8 0 m ほど入った先を右奥へ上って行くと〇〇があります。ここを先へ上っていくと、右へ脇道があり奥へ入って行ったところです。事務局が言われたように梅が植わっていて果樹園でした。特に問題はないかと思われます。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明があればお願いします。

○ ● 番委員

〇〇の中に梅園として管理をされていましたが高齢で管理が難しくなり、1 年ほど前から誰かに譲りたいと相手を探されていました。周辺には杉が植えられていて数年すれば伐採も出来るという事で、近くで建築業を営まれている申請者さんが譲り受けて梅の管理をされるという事でして問題はないかと思います。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案 1 号農地法第 3 条の規定による申請 1 番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成ということで、許可されました。

続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による申請 2 番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書の P 4 が申請内容で、P 5 に航空写真、P 6 に位置図を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

場所は先ほど言われたように、〇〇の交差点から〇〇の方へ上った道沿いの土地になります。譲受人のお母さんが元々所有されていた土地で、甥っ子の子である譲渡人に仮登記されていましたが、元に戻し譲受人の娘さんへ移転されるという事です。実際、実質の管理として家庭菜園をずっとされてきましたので、特に問題はないと思われます。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案 1 号農地法第 3 条の規定による申請 2 番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成ということで、許可されました。

続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による申請 3 番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書の P 7 が申請内容で、P 8 に位置図、P 9 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

〇〇地区の〇〇交差点の右側になります。事務局から説明もありましたように、当初申請時には他 3 筆も含まれていましたが事前確認したところ、砂利というか土地が締まったような土地の状態だったので今回の申請から除外されています。後は特に問題はないかと。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明があればお願いします。

○●番委員

今回の申請は、野菜を作りたいという事です。元々非農家で土地を持っていないという事で、ちょうど隣接地に土地があり申請をされたようです。農家でない方が野菜を作りたいと言われるのは2回目ですかね。特に周りに支障があるという事はないので問題はないと思います。

○議長（会長）

これからもうこうやって非農家の方が農地を取得するというそう言う事例になってくるのではと思っています。除外した他の3筆は今後どうするか話があるのかな。

○事務局

申請されている行政書士の方と話をしています。3条申請であれば耕作出来る状態である事と伝えています。所有者の方と相談して転用が必要な場合は改めて協議したいと話をされています。

○議長（会長）

再申請相談があつた場合は対応をお願いします。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案1号農地法第3条の規定による申請3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成ということで、許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請4番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP10が申請内容で、P11に位置図、P12に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

この場所は、国道〇〇号線沿いの〇〇と〇〇の間の道から210mほど〇〇地区方面へ行った右側の土地でした。隣接地も譲受人の土地ですので特別問題はないかと思われます。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明があればお願いします。

○最適化推進●番委員

先ほども説明があったように〇〇から〇〇地区方面へ上がっていくところですけど、住宅が上からずっと建ってきてその並びになっていて、将来的にはこの辺もって感じの場所です。何も問題はないんじゃないでしょうか。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案1号農地法第3条の規定による申請4番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成ということで、許可され許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請5番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP13が申請内容で、P14に位置図、P15に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

場所は、県道〇〇線沿いの〇〇地区から〇〇地区方面へ400mほど行った左側の土地になります。今回、譲渡人さんが知り合いだったもので話を伺いました。譲受人宅に入る侵入口が車幅いっぱいだけの狭い道だったという事で、隣接する土地が譲渡人の叔母名義の土地だった事からここに車を乗入れて、年に5回ほど周辺に迷惑が掛からないように草刈り管理をしていたという事でした。今後、譲受人さんも進入路を拡張したいという意向もあって土地への乗り入れが出来なくなることから相談をされたようです。2筆で〇〇万円と金額については私も分かりませんが、この金額くらいでお願いしたと本人は言うておりました。特に問題はないと思われます。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明があればお願いします。

○ ●番委員

今、説明された通りで継ぎ足して補足説明は特にないんですけど、譲受人住宅の隣接土地になりますので今までは耕作せず草刈り管理だけの土地でしたので非常に良い状態になるのではと予想されます。特に問題はないと思われますので審議の方よろしくをお願いします。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案1号農地法第3条の規定による申請5番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP16が申請内容で、P17に位置図、P18に航空写真、P19に土地利用計画図及び断面図を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

場所は、〇〇の交差点を〇〇の方に８０mほど行ったところの町道沿いの〇〇兼〇〇の裏の土地です。先ほど事務局からも言われましたとおり、この〇〇ですかね、境界線もちょうとあってそこを通過してこの赤い申請地の方へ入ります。〇〇と申請地の間に広い建屋が現在の倉庫になっていました。特に問題はないと思います。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○●番委員

譲受人の〇〇さんが説明に来られました。お話を聞いていますが特に問題はないと思います。

○議長（会長）

土地代金は払ってあるのですよね。

○事務局

相談に来られた時点で既に払ってありました。許可が下りてからですよと説明はしています。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第２号農地法第５条の規定による申請１番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請１番について許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第３号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について申請１番から申請１２番について一括して議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

中間管理事業に移行する事から今月も申請が多く上がっております。

申請１番

議案書の P 2 0 が申請内容で、P 2 1 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 2 番

議案書の P 2 2 が申請内容で、P 2 3 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 3 番

議案書の P 2 4 が申請内容で、P 2 5 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 4 番

議案書の P 2 6 が申請内容で、P 2 7 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 5 番

議案書の P 2 8 が申請内容で、P 2 9 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 6 番

議案書の P 3 0 が申請内容で、P 3 1 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 7 番

議案書の P 3 2 が申請内容で、P 3 3 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 8 番

議案書の P 3 4 が申請内容で、P 3 5 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 9 番

議案書の P 3 6 が申請内容で、P 3 8 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 1 0 番

議案書の P 3 9 が申請内容で、P 4 0 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 1 1 番

議案書のP 4 1が申請内容で、P 4 2に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 1 2 番

議案書のP 4 3～P 4 9が申請内容で、P 5 0に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○最適化推進●番委員

利用権設定申請分で期間が20年とありますがいいんですか。

○事務局

20年・30年は問題なく、手元に条文を持ち合わせてなくてですが上限が40・50年だったかと。相続が出来ていない場合は制限があったかと思えます。

○最適化推進●番委員

10年の期間は記憶にあったけど今回20年があったもので。

○事務局

法律の順守から行きますと、借りた方が30・40年で借りられたとして貸した方が亡くなられた場合でも借りた方の権利は継続します。持ち主は相続され、借りた方は権利を継続されます。逆に借りた方が亡くなられた場合権利は終了します。

○最適化推進●番委員

わかりました。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号申請1番から申請12番について集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番から申請12番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして議案第4号 非農地証明願い申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP51が申請内容で、P52に位置図、P53航空写真、P54に現地の写真、P55に現地の写真の方向を示すものを添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

現地確認に行ってきたして皆さんご存じかと思いますが、国道〇〇号線の〇〇さんの裏手になります。申請者の〇〇の敷地の奥で、P54の写真でもわかりますように〇〇が置かれ資材置場になっていて、畑にするような状態ではなく特に問題はないです。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明があいましたらお願いします。

○●番委員

理由のとおり地目変更出来ていなかったということなので、問題ないと思います。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号非農地証明願い申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は許可されました。

以上で、本日の議事事項について全て終了いたしました。その他ございませんか。(なしの声)

無いようですね。

これにて、令和7年第3回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、4月1日(火)の予定です。

総会 16時00分終了